健全化判断比率

健全度を判断する指標には、下記の4つがあります。4つの指標のうち、いずれか1つが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになります。この地方公共団体を「財政健全化団体」といいます。さらに比率が悪化し、財政再生基準以上の場合、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むことになります。この地方公共団体を「財政再生団体」といいます。

本町の場合、いずれの指標についても早期健全化基準内の数値となっています。

【平成27年度決算に係る健全化判断比率】

健全化判断比率	河南町	早期健全化基準	財政再生基準	説明
①実質赤字比率	- (-)	15. 00%	20. 00%	一般会計等を対象
				とし実質赤字額の
				標準財政規模に対
				する比率
②連結実質赤字比率	(-)	20. 00%	30. 00%	全会計を対象とし
				た実質赤字額の標
				準財政規模に対す
				る比率
③実質公債費比率	8. 4% (9. 5%)	25. 0%	35. 0%	一般会計等が負担
				する元利償還金及
				び準元利償還金の
				標準財政規模に対
				する比率
④将来負担比率	32. 8% (31. 3%)	350.0%		一般会計等が将来
				負担すべき実質的
				な負債額の標準財
				政規模に対する比
				率

[・]実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」を記載しています。

^{•()} は前年度の比率です。

資金不足比率

財政健全化法では、水道などの公営企業についても、公営企業ごとに資金不足比率の 算定が義務づけられました。河南町の公営企業は、下水道事業、簡易水道事業、水道事 業の3会計がありますが、いずれの公営企業とも資金不足額はありませんでした。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、経営健全化 基準(20%)以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。

【平成27年度決算に係る資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	- (-)	
簡易水道事業特別会計	- (-)	20%
下水道事業特別会計	-(-)	

- ・資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。
- •() は前年度の比率です。

財政用語解説

標準財政規模	標準的に収入が見込まれる地方税、地方交付税をはじめとした一		
	般財源の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービ		
	スを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析		
	や財政運営の指標算出のためなどに広く利用されます。		
公営企業会計	地方公共団体が行う行政活動のうち、水道など企業活動として行		
	うものを経理する会計で、その活動に要する経費は税金ではな		
	く、原則として利用者の負担する料金によって賄われます。本町		
	では3つの企業会計(下水道事業、簡易水道事業、水道事業)が		
	該当します。		